栄養関係

令和6 (2024) 年度末現在の「給食施設」は94,987 施設となっており、そのうち「特定給食施 設」は 50,860 施設 (53.5%) で、「その他の給食施設」は 44,127 施設 (46.5%) となっている (表 3、図3、統計表3)。

特定給食施設の「指定施設」は 2,663 施設(2.8%) となっている(図3)。

特定給食施設の種類別構成割合をみると、「学校」が15,310施設(30.1%)と最も多く、次いで 「児童福祉施設」14,436 施設(28.4%)、「病院」5,458 施設(10.7%)となっている(図4)。

表3 給食施設数の年次推移

(単位:施設) 各年度末現在

	令和2年度	令和2年度 3年度 4年度 5年度					対前年度			
	(2020)	('21)	(' 22)	('23)	6年度 ('24)	増減数		増減率 (%)		
給食施設	94 012	94 656	95 153	95 236	94 987	Δ	249	Δ	0.3	
特定給食施設	51 005	51 087	51 214	51 159	50 860	Δ	299	Δ	0.6	
学校	15 392	15 369	15 611	15 434	15 310	Δ	124	Δ	0.8	
病院	5 547	5 535	5 481	5 475	5 458	Δ	17	Δ	0.3	
介護老人保健施設	2 877	2 858	2 813	2 803	2 796	Δ	7	Δ	0.2	
介護医療院	82	92	112	125	143		18		14.4	
老人福祉施設	4 984	4 991	5 109	5 127	5 130		3		0.1	
児童福祉施設	14 235	14 500	14 409	14 525	14 436	Δ	89	Δ	0.6	
社会福祉施設	778	790	778	768	746	Δ	22	Δ	2.9	
事業所	5 212	5 051	4 958	4 930	4 859	Δ	71	Δ	1.4	
寄宿舎	519	526	521	524	519	Δ	5	Δ	1.0	
矯正施設	109	105	108	102	103		1		1.0	
自衛隊	195	200	201	202	202		-		-	
一般給食センター	344	330	326	314	307	Δ	7	Δ	2.2	
その他	731	740	787	830	851		21		2.5	
その他の給食施設	43 007	43 569	43 939	44 077	44 127		50		0.1	

図3 特定給食施設ーその他の給食施設の 構成割合

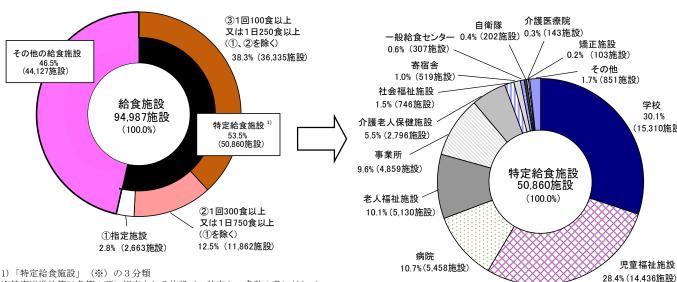
令和6(2024)年度末現在

特定給食施設の種類別構成割合 図 4



学校 30.1%

(15,310施設)



- 注:1)「特定給食施設」(※)の3分類
 - ※健康増進法第20条第1項に規定される施設で、特定かつ多数の者に対して 継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。
 - ①指定施設
 - ・医学的な管理を必要とする者に食事を提供する特定給食施設であって、 継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの
 - ・上記以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設で あって、継続的に1回500食以上又は1目1,500食以上の食事を供給するもの
 - ②1回300食以上又は1日750食以上(①を除く)
 - ③1回100食以上又は1日250食以上(①、②を除く)